

事 務 連 絡

平成30年4月16日

各放課後等デイサービス事業所 御中

茨城県保健福祉部障害福祉課

放課後等デイサービス事業所における平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に係る加算等の届出について

日頃より本県の障害福祉施策の推進にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に係る加算等の届出については、平成30年4月5日付け事務連絡により、平成30年4月20日までに提出をお願いしているところです。

届出が必要な事項のうち、報酬算定区分に関する届出については、利用者のうち市町村が指標該当児と判定した障害児の割合に応じ、報酬区分を届け出ることとなっています。

つきましては、届出にあたっては、下記にご留意のうえ対応いただきますようお願いいたします。

記

1 導入当初の措置

平成30年4月1日時点の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合に応じて、報酬区分の届出をお願いします。

ただし、市町村の指標判定の進捗状況により、届出提出期限（4月20日）までに、平成30年4月1日時点のすべての在籍者（契約者）について、指標該当の有無の把握が間に合わない場合は、暫定として次のとおり報酬区分で提出願います。

- サービス提供時間が3時間以上の事業所・・・「区分2の1」として届出
 - サービス提供時間が3時間未満の事業所・・・「区分2の2」として届出
- （体制等状況一覧表に○印を付すのみで、別紙13「報酬算定区分に関する届出書」は添付不要）

2 導入後3カ月経過後（平成30年7月～平成31年3月）

平成30年4～6月の3か月間の利用延べ人数のうち、指標該当児の延べ人数の占める割合により、7月15日までに改めて報酬区分の届出が必要です。

（7月サービス提供分以降の報酬区分を設定するものです）

※ 上記1において、暫定の報酬区分で届出を行った事業所については、この導入後3カ月経過後の届出に記載される4月の指標該当児の割合を、4～6月の報酬区分として適用することとします。

その結果、4月から遡及して「区分1の1」又は「区分1の2」が適用となった場合は、既に受領した報酬について、過誤申立のうえ再請求していただきます。

3 導入後1年経過後（平成31年4月以降，毎年度）

前年度1年間の利用延べ人数のうち，指標該当児の延べ人数の占める割合により，毎年度，報酬区分の届出が必要です。

茨城県保健福祉部障害福祉課
自立支援グループ
電話：029-301-3363
FAX：029-301-3370